主務省令の位置付け

玉 住 民 等 事 業 者 地方公共団体 スクリーニング 第二種事業に係る判定(地域特性に配慮した事業選定) |第二種事業の実施計画| 基本的事項(第二種事業の判定基準) 判定基準(主務大臣) 環境影響評価の実施の 都道府県知事の意見 適否の判定 第一種事業 スコーピング 環境影響評価方法書の手続(効率的でメリハリの効いた調査項目等の設定) |環境影響評価の実施方法の案| 環境保全の見地 からの意見を有 基本的事項(項目・手法の選定指針) する者の意見 都道府県知事・ 項目・手法選定指針(主務大臣) 市町村長の意見 基本的事項(環境保全措置指針) 環境保全措置指針(主務大臣) 環境影響評価準備書及び評価書の手続 環境影響評価準備書の作成 環境保全の見地 からの意見を有 する者の意見 都道府県知事・ 市町村長の意見 環境影響評価書の作成 環境大臣の意見 ____ 許認可等を行う 行政機関の意見 |環境影響評価書の補正| 許認可等の審査

フォローアップ

なお、主務省令では方法書、準備書等

∥(事業着手後の調査等)∥の記載事項等についても規定している。